

最高人民法院、2025 年の人民法院知的財産権典型事例(10 選)を発表

2026 年 4 月 20 日、最高人民法院は 2026 年知的財産権普及週間記者会見を開催した。会見では、『中国裁判所知的財産権司法保護状況(2025 年)』、『人民法院知的財産権司法保護実施計画(2026-2030 年)』、『最高人民法院の知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈』、および 2025 年人民法院知的財産権典型事例が発表された。最高人民法院副院長の陶凱元氏、最高人民法院民三庭庭長の李劍氏、最高人民法院知的財産権法廷副法廷長の邵中林氏が出せる席し、記者からの質問に答えた。

2025 年人民法院知的財産権典型事例 10 選

事例 1: フレーズ型商標の識別性判断に関する行政事件 — P 社 と 国家知識産権局との間の拒絶査定不服審判行政訴訟事件

【事件の概要】

P 社は 2021 年 6 月 24 日、国家知識産権局に対し、「ジョージ卿の悲劇(原文: 乔治勋爵的悲剧)」という文言について、第 3 類「オードトワレ、オーデオロン、香水」等の商品を指定して商標出願を行った。関連業界では、すでに「ポンパドゥール夫人のティーカップ」「プリンセス・フラフラの秘密」「レディ・サフィの日記」「オーデリー夫人の秘密」などの商標が香水商品で登録されていた。2020 年から、P 社は中国国内で「ジョージ卿の悲劇」ブランドの香水を販売しており、複数のインターネットプラットフォーム上で多くの消費者やメディアが、当該文言を用いて P 社の特定モデルの香水を指し示していた。

国家知識産権局は審査において、当該商標はフレーズで構成されており、香水等の商品に指定して使用された場合、関連する一般消費者がこれを商標として識別しにくく、商品の出所を区別する機能を果たしにくいと判断し、商標法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「識別特徴(固有の識別性)を欠く場合」に該当すると判断し、出願を拒絶した。P 社がこれを不服として提起した行政訴訟において、一審法院は当該商標には識別特徴が欠けているとして P 社の請求を棄却した。二審法院も控訴を棄却し、原判決を維持した。P 社はこれを不服として最高人民法院に再審を申し立てた。

【裁判結果】

最高人民法院は再審において、「ジョージ卿の悲劇」という文字の組み合わせは日常生活における固定の慣用句や語彙ではなく、その構成、意味、呼称には一定の独創性があり、その構成要素も香水業界において一般的または慣用される標識ではないため、全体として識別特徴を有すると認定した。また、当該文言を香水等の商品に使用することは、当該商品に関する宣伝用句や記述的表現ではなく、商品の機能、用途、その他の特徴とも関連性がない。関連業界の商標登録状況を見ても、このスタイルに類似した多くの商標が登録を許可されている。証拠に基づけば、一般消費者はすでに「ジョージ卿の悲劇」を特定の香水を指すものとして使用しており、商品の出所を示す標識として認識しやすい。したがって、当該商標は固有の識別特徴を有し、商品の出所を識別する役割を果たすことができると判断された。

これにより最高人民法院は、一審・二審判決および被訴決定を取り消し、国家知識産権局に対して改めて決定を下すよう命じる判決を下した。

【典型意義】

本案は、フレーズ型商標の識別特徴の認定に関する典型的な事例である。本判決は、フレーズ型商標の識別性における判断基準を明確にし、識別特徴の法的本質および市場発展の実際の状況を正確に把握した。経営主体の登録の自由と社会の公共利益とのバランスをとり、ブランド育成のためのスペースを確保することで、市場主体のイノベーションの活力を効果的に刺激した。

事例 2: チップ発明特許権侵害事件 — M 社(深セン) と X 社(成都)、m 社(深セン) との間の発明特許権侵害紛争事件

【事件の概要】

X 社(成都)は、対象となる発明特許の特許権者であり、M 社(深セン)が電源管理チップを製造、販売の申出、および販売した行為が自社の特許権を侵害していると主張した。同社は、M 社および関連する販売業者に対し、侵害行為の差し止めと、経済的損失および合理的な支出として計 1,000 万人民币元の賠償を求めて提訴した。

一審法院は、被訴侵害技術案の回路モジュールが、対象特許のクレーム(権利要求)1における「パルス信号生成特徴」と均等(等同)な技術特徴を構成し、被訴侵害技術案が対象特許のクレーム 1 の保護範囲内にあると判断。M 社および関連販売業者に対し、直ちに侵害を停止し、X 社へ計 120 万人民币元の賠償を支払うよう命じた。M 社はこの判決を不服として控訴した。

【裁判結果】

最高人民法院は二審において、論理回路(ロジック回路)に関わる電気分野の特許クレーム of 保護範囲を解釈する際、各技術特徴間の論理的接続関係、信号の流向、および制御シーケンス(タイムシーケンス)を重点的に理解すべきであり、技術特徴をそれが置かれた論理チェーンから切り離して解釈することを避けるべきであると判断した。本案におけるパルス信号生成特徴の理解は、当業者(当該分野の技術者)の視点に立ち、クレーム全体の技術案を出発点として、説明書および図面の内容、本分野の公知常識、およびクレームの記載特徴を総合して解釈すべきである。

審査の結果、被訴侵害技術案における回路モジュールは、対象特許のクレーム 1 におけるパルス信号生成特徴と、手段、機能、効果のいずれにおいても異なり、同一の特徴にも均等な特徴にも該当しない。被訴侵害技術案はパルス信号生成特徴を備えておらず、クレーム 1 の保護範囲内ではないと認定された。したがって、最高人民法院は一審判決を取り消し、X 社の訴訟請求を棄却した。

【典型意義】

本案はチップ技術に関わる発明特許権侵害紛争である。電源管理チップは電子機器の電力供給における「心臓」であり、新エネルギー車、エネルギー貯蔵、および産業分野において重要な役割を果たす。本判決は、関連分野における特許クレームの解釈および均等侵害の判断において考慮すべき要素を整理し、同種の事件に裁判のサンプリングを提供した。公共の利益の確保と技術革新へのインセンティブの双方を両立させる有益な模索である。

事例 3: 再生(リファビッシュ)スイッチ交換機の再販に伴う商標権侵害事件 — M 社(技術有限公司) と 周氏 ほかとの間の商標権侵害紛争事件

【事件の概要】

M 社は、第 9 類「電子交換設備、コンピュータネットワークスイッチ交換機」等の商品に指定された一連

の登録商標の権利者である。被告である周氏ら 3 名は、中古のスイッチ交換機設備および部品を低価格で買い取り、人員を組織して分解、清掃、部品交換、シリアル番号の変更、塗装、梱包などのリファビッシュ(再生)を行い、そこに対象の登録商標ラベルを貼付した。さらに、彼らが設立した被告・珠某社(北京)およびその関連会社を通じて、これらの模倣品を「新品」と称して販売していた。北京市海淀区人民検察院がこれについて公訴を提起し、北京市海淀区人民法院は刑事判決において、珠某社および周氏らが登録商標偽造罪を構成すると認定し、罰金刑を科した。その後、M 社は、刑事被告人 4 名のほかに、陳氏ら 2 名も侵害商品の販売およびルート運営に関与し、不正資金の移動のために口座を提供したと主張。被告 6 名は知的財産権の侵害を業として巨額の利益を得ているため、民事上の侵害責任を負うべきであり、懲罰的損害賠償を適用すべきであるとして民事訴訟を提起した。

【裁判結果】

北京市海淀区人民法院の一審において、同一の侵害行為に対してすでに行政罰金または刑事罰金が科され、その執行が完了している場合であっても、被告による懲罰的損害賠償責任の減免主張は支持されないが、懲罰的賠償の倍数を確定する際に総合的に考慮することができるとの判断が示された。本案において、被告 6 名は許可を得ず、販売利益を得る目的で分業・協力し、インターネット等のルートから中古のスイッチ交換機および部品を購入してリファビッシュを施し、M 社の登録商標と実質的に同一または類似する商業標識を貼付して新品として販売しており、共同で商標権を侵害した。

M 社の商標は高い知名度を有していること、被告らが組織的な分業により完全な侵害チェーンを形成しており、その手段が隠蔽的かつ悪質であること、すでに数千台の侵害商品を販売し規模が大きく、押収された未販売商品の価値だけでも 540 万人民币余りに達していることから、法院は被告らの行為が「悪意ある侵害であり、情状が深刻である」として懲罰的損害賠償を適用すべきとした。一部の被告が刑事罰金を執行済みであること等の要素を考慮し、3 倍の懲罰的損害賠償を適用。M 社の請求を全面支持し、被告 6 名に対し連帯して経済的損失 2,000 万人民币元および合理的な支出 10 万人民币元の賠償を命じた。判決後、一部の被告が控訴したものの後に取り下げ、一審判決が確定した。

【典型意義】

本案は、「刑事・民事交錯(刑民交叉)」の商標権侵害紛争において懲罰的損害賠償を適用した典型的な事件である。同一の侵害行為が犯罪を構成すると認定された後であっても、人民法院が民事上の侵害の成立を認めた場合は、法に基づいて懲罰的損害賠償を適用できるという、深刻な侵害行為を厳罰に処する司法の方向性を示した。判決は懲罰的賠償の適用情状を正確に把握し、刑事罰金の要素を考慮して賠償倍数を合理的に確定しており、罪刑均衡(過罰相当)の法的原則を体現している。

事例 4:内外が結託した営業秘密の不正取得に伴う刑事事件 — 張氏ほか 14 名による営業秘密侵害罪事件

【事件の概要】

張氏は元々、海某社(上海)の高周波(RF)チップ開発部門の責任者であったが、同社を離職した後に尊某社を設立した。会社の設立前後において、張氏は当時海某社に勤務していた周氏ら 4 名を尊某社に誘い込み、海某社と同タイプのチップを共同で研究開発することを決定した。開発期間を短縮して迅速に量産化(流片)し、資金調達を加速させるため、張氏の指示のもとで周氏らはさらに海某社の従業員をスカウトした。

高氏ら 7 名は、海某社が秘密保持措置を講じていることを知りながら、離職の前後において自ら、または同社の他の従業員と共謀して同社の技術情報を不正に取得し、尊某社のチップ開発に流用した。ま

た、趙氏および屠氏も海某社に在籍中、尊某社の要求に応じて同社の技術情報を提供した。さらに張氏は、海某社が侵害訴訟を提起する準備を進めていることを察知した後、周氏らに指示してサーバー内の侵害データを削除させ、ハードディスクを交換・破棄させ、従業員にいわゆる「誓約書」を署名させるなどして、技術情報の不正な出所を隠蔽した。上海市人民検察院第三分院は、張氏ら 14 名が営業秘密侵害罪を犯したとして、上海市第三中級人民法院に公訴を提起した。

【裁判結果】

上海市第三中級人民法院の一審は、張氏らは海某社が営業秘密に対して厳格な保護措置を講じていることを知り、外部の人間として当該秘密に接触する権限がないにもかかわらず、高額な給与等の待遇を提示して同社の内部従業員を誘惑し、閲覧、ダウンロード、書き写し、スクリーンショット等の方法で営業秘密を不法に提供させた行為は、結託して不正な手段により権利者の営業秘密を取得したものであり、情状が特に深刻で営業秘密侵害罪が成立すると判断した。

本案において、捜査機関が資産評価会社に委託して算定した、対象技術情報の合理的ライセンス使用料の現在価値(折現値)である 3 億 1,700 万人民元余りは合理的であり、これを損失額の算定基準とすることができるとされた。責任の画定において、経営幹部として共同犯罪の組織・管理・指揮を行った周氏ら 3 名は主犯格であり、チップの構成要素が不可分で緊密に関連していることから、各自の担当分野だけでなく全体に対して全責任を負うべきとされた。各被告人の役割、職務権限、得た株式などを総合的に勘案し、14 名の被告全員に営業秘密侵害罪の成立を認め、刑罰を科す判決を下した。一審判決はすでに確定している。

【典型意義】

本案は、最先端技術の営業秘密保護に関わる典型的な事例である。判決は営業秘密侵害犯罪における各被告人の行為の定性、ライセンス使用料の認定基準などの問題を正確に把握し、離職従業員が不正な方法で他人のイノベーション成果を篡奪する行為を厳しく取り締まった。これは、科学技術のイノベーション成果を法に基づいて厳格に保護するという人民法院の確固たる決意を示している。

事例 5: 悪質な「引き抜き(ヘッドハンティング)」による不正競争事件 — K 社 と Z 社 との間の不正競争紛争事件

【事件の概要】

K 社 と Z 社、およびそれぞれの関連会社は同業の競合関係にある。両社は過去に、相手方の従業員を雇用したことを巡って営業秘密侵害紛争を起こしており、その際に「双方は直接的または間接的な方法を問わず、相手方の在職従業員、離職後半年未満の従業員、および競業避止義務を負う従業員を雇用しない」などを定めた『和解協議(和解合意書)』を締結していた。

しかしその後、Z 社は K 社の部門責任者や技術幹部を含む 20 名以上の離職従業員をスカウトし、これらの従業員が競業避止義務を回避するための対策を組織的に提供した。K 社は、この行為が信義誠実の原則および商業道徳に反する不正競争行為に該当するとして提訴し、Z 社に対して不法行為の即時停止、謝罪声明の掲載、および 100 万人民元の損害賠償を求めた。一審法院が K 社の訴訟請求を棄却したため、K 社が控訴した。

【裁判結果】

江蘇省蘇州市中級人民法院の二審は、Z 社は過去の紛争および『和解協議』の存在から、K 社の

離職従業員を雇用する際には、その従業員が対象者に該当するかを自発的に審査し、該当する場合は相手方に通知して是正措置をとるべき相応の注意義務を負っていたと指摘した。しかし、Z社は合意を遵守せず、20名以上もの従業員を継続して雇用し、さらに第三者名義での労働契約締結、給与支給、社会保険料納付、高額な報酬の約束、違約金補填の確約などの手段を用いて従業員の競業禁止義務逃れを幫助した。これは、相手方の離職従業員が義務を負っていることを知りながら行った悪質な「引き抜き行為」である。

Z社の行為は、K社の多くの高級管理職および技術人員を相次いで離職させ、同社の競争優位性を削ぎ落とし、経営コストを増加させ、正常な市場競争秩序を乱したため、不正競争を構成すると認定された。したがって、二審法院は一審判決を取り消し、Z社に対して不正競争行為の即時停止と、K社へ100万人民元の損害賠償を支払うよう命じる判決を下した。

【典型意義】

本案は、悪質な「チーム引き抜き」による不正競争行為を取り締まった典型的な事例である。悪質な引き抜き行為の本質は、競合他社の適法な権益を損なう方法で自社の短期的な発展利益を得るものであり、最終的にはイノベーションの秩序を深刻に乱す。本判決はこのような行為を不正競争と認定し、誠実な経営者を明確に後押しすることで、無秩序な競争を強力に抑制した。経営者を技術革新や品質向上の健全な競争軌道へと戻し、消耗戦的な内部競争（内巻式競争）を是正して良好な市場環境を構築するための司法保障となった。

事例 6: Webプラットフォームのデータスクレイピングによる不正競争事件 — T社（浙江淘某）、t社（浙江天某）とM社（浙江慢某）ほかとの間の不正競争紛争事件

【事件の概要】

T社（浙江淘某）およびt社（浙江天某）は、大量の商品データ（商品名、商品ID、画像、価格、割引情報など）が蓄積された大手ECプラットフォームを運営している。両社はプラットフォーム内の出店者と「商戸サービス協議」を締結し、出店者からの授權に基づき、当該商品データを適法に保有し加工・利用する経営上の利益（データ権益）を有していた。また、『法律声明』の提示やRobotsプロトコルの設定など、無断でのデータ取得を禁止する一連の管理措置を講じていた。

被告であるM社らは、価格比較プラグインを用いてT社およびt社のユーザーCookieを取得するなどの技術的手段を使い、両社の複数のスクレイピング防止壁（反爬保護措置）を突破して商品データを不当に大量取得した。そして、M社が自社で運営するウェブサイトやプラットフォームにおいて、それらのデータを用いた製品やサービスを有償で提供していた。これに対し、T社およびt社はデータ取得の停止と2,000万人民元の経済的損失の賠償を求めて提訴した。

【裁判結果】

浙江省寧波市中級人民法院の一審は、契約および授權に基づき、T社およびt社が対象データについて保護されるべき経営的利益を有していると認めた。データに関わる不正競争事件の判断において利益バランスの鍵となるのは、「データ取得手段の正当性」と「データ使用シーンの合理性」を区別することである。公開データについては合理的利用と不当な篡奪の境界線を画定すべきであり、条件付き公開データについては授權範囲や契約内容を審査すべきであり、非公開データについては技術的・法的保護を強化すべきである。

被告らは技術を用いて T 社および t 社のリスク管理システムを回避し、通常のアクセス権限を突破して一般ユーザーの挙動を模倣する形でデータを大量にスクレイピングした。これは両社の正常な運営モードやセキュリティシステムを妨害し、一般消費者のプライバシーをも侵害する不正競争行為である。また、被告らが開発した「価格モニタリング」や「API 提供」などのデータサービスには低品質なデータが含まれており、一部の企業ユーザーによる不当な価格コントロールに利便性を与えていた。これは消費者権益や競争秩序を損ない、データ市場の健全な発展を阻害する。したがって、法院は被告らに対し、不正競争行為の停止、500 万人民币元の経済的損失の賠償、および影響の払拭を命じる判決を下した。一審判決はすでに確定している。

【典型意義】

本案は商業データ権益保護の典型的な事例であり、データの保護を階層化して捉えるアプローチを示した。公開データと非公開データ、商業データと個人情報といった異なるデータ類型に対し、判決はそれぞれの法的境界線を明確にした。これにより、データの独占を防ぐと同時に、悪質なクロールや不当な流用を抑制し、データ要素に関わる各当事者の適法な権益をバランスよく保護した。人民法院がデジタル経済における法治の要請に積極的に応えた事例である。

事例 7: 登録商標偽造罪における民事・刑事『三合一（総合審判）』連携事件 — 鄧氏による登録商標偽造罪事件

【事件の概要】

山東省沂源县人民法院は、ある商標権侵害民事紛争事件を審理する過程で、被訴侵害人が提出した仕入書などの材料から、侵害商品の供給元が鄧氏であることを突き止めた。鄧氏の行為には刑事犯罪の疑いがあったため、法院は直ちにその事件の手がかりを公安機関へ移送した。公安機関はこの情報をもとに捜査を行い、鄧氏による登録商標偽造事件を摘発した。

調査の結果、鄧氏は 2016 年から 2024 年までの間、福建南平南某電池有限公司の許可を得ることなく、他者から無地の電池本体、および偽造された商標が印刷された台紙や外皮などの梱包資材を購入し、自ら模倣品電池を組み立てて外部へ大量に販売していたことが判明した。その情状は特に深刻であった。山東省沂源县人民法院は、鄧氏を登録商標偽造罪で公訴を提起した。審理の期間中、鄧氏は自発的に罪を認めて罰を受け（認罪認罰）、権利者へ経済的損失 40 万人民币元を支払って和解（諒解）を得た。

【裁判結果】

山東省沂源县人民法院の一審は、鄧氏が商標所有者の許可なく、同一の商品に対して他人の登録商標と同一の商標を使用した行為は、情状が特に深刻であり登録商標偽造罪を構成すると認定した。鄧氏は公安機関の呼び出しに応じて出頭し、帰罪後に犯行事実をありのままに供述したため「自首」に該当し、法に基づいて減軽することができる。また、自発的な認罪認罰、および被害単位への損害賠償と和解の成立は悔悟の情の表れとして考慮された。

これにより法院は、鄧氏に対して登録商標偽造罪で有期徒刑（懲役）3 年、執行猶予 3 年、および罰金 20 万人民币元を科すとともに、侵害商品の廃棄処分を命じる判決を下した。一審判決はすでに確定している。

【典型意義】

本案は、知的財産権の民事、行政、刑事事件総合審判メカニズム改革の典型的な事例である。人民法院が民事紛争の処理中に刑事犯罪の手がかりを発見して速やかに関係機関へ移送したことで、侵害の「供給源」にいる実行犯の刑事責任を追及することができた。民事上の権利救済と刑事上の責任追及を効果的に統合し、模倣品の製造・販売における利益チェーンを根底から断ち切ることで、処罰と予防の効果を著しく高めた。

事例 8:「インターネットブラックマウス(ネットワーク黒嘴)」による商業誹謗中傷事件 — P 社(許昌市胖某)、于氏 と 柴氏 ほかとの間の商業毀損・名誉権侵害紛争事件

【事件の概要】

P 社(許昌市胖某商貿集團) およびその関連会社は、「満足いかなければ返品」「本物の品で真心を交換する」という経営理念のもとで規模を拡大し、消費者から高い信頼を得ていた。于氏は同社の創業者であり、法定代表者である。

2025 年 3 月以降、柴氏は、別の個人(温氏)が実名登録していた SNS アカウント「柴某対」を使い、複数のインターネットプラットフォーム上で、P 社の収益モデル、製品品質、企業の商業的信用(商誉)、および于氏の個人名誉に関わる虚危の動画や投稿を繰り返し拡散した。柴氏らは悪意あるデマによってフォロワーを集めて自らのライブコマースへ誘導し、自らの関連企業である温州市某ジュエリー社および武漢市某ジュエリー社の競争優位性を作り出そうとした。P 社および于氏は、これが商業誹謗中傷(商業毀損)および名誉権侵害に該当するとして、動画の削除、書面による謝罪、および計 600 万人民币の賠償を求めて提訴した。

【裁判結果】

河南省許昌市中級人民法院の一審は、柴氏が虚偽および誤導的な情報を捏造・拡散したことで、公衆に不当な疑念を抱かせ、P 社が長年蓄積してきた社会的信用を毀損させたと認定した。これにより一部商品の返品や他の業態の売上にも間接的な悪影響が生じており、正常な競争秩序を乱したため、商業誹謗中傷が成立する。また、侮辱的な低俗表現を用いて于氏に対するネガティブな言論を流した行為は、公衆における同氏の品德や名誉の評価を客観的に低下させたため、名誉権侵害を構成する。

アカウントを貸し出した温氏は、使用状況の監督や解約などの補救措置、侵害の制止を怠った過失がある。また、関連のジュエリー 2 社は、侵害行為からもたらされるアクセス数(トラフィック利益)を享受するためにデマを放置しており過失がある。これらの行為は直接結合して同一の損害結果を生じさせたため、共同侵害(共同不法行為)となる。法院は 4 名の被告に対し、侵害の停止、動画の削除、アカウント上での謝罪声明の掲載、および P 社・于氏への経済的損失等計 260 万人民币の賠償を命じる判決を下した。一審判決はすでに確定している。

【典型意義】

本案は、インターネット上の悪質な商業誹謗中傷行為を法に基づいて規制した典型的な事例である。本判決は、いわゆる「ネット黒嘴」がデマを流してアクセス数を稼ぎ利益を得る行為を厳罰に処し、正当な「世論監督」と「悪意ある侵害」の境界線を明確にした。これは、企業家的発展に対する信頼を高め、インターネット環境を浄化し、ビジネス環境(営商環境)を最適化し続ける上で積極的な意義を持つ。

事例 9:オンラインにおける海賊版電子書籍販売の著作権侵害事件 — M 社(情報技術社) と S 社(出版集團)、栗氏 との間の作品情報ネットワーク伝播権侵害紛争事件

【事件の概要】

S社(出版集団股份有限公司)は、対象となる書籍の情報ネットワーク伝播権を保有している。粟氏は、M社(情報技術有限公司)が運営する大手ECプラットフォーム内で「新某書店(新某书城)」というオンライン店舗を運営していた。S社は、M社のプラットフォーム上で販売されている自社出版物の電子書籍がすべて海賊版であることを指摘し、店舗の閉鎖などの措置を求める『弁護士通告(律師函)』を、対象書籍のリストを添付してM社へ複数回にわたり送付した。しかし、M社が適切な対応を講じなかったため、粟氏の店舗では海賊版電子書籍が継続して販売された。S社は、粟氏に対する販売停止と、M社との連帯による計1万人民元の損害賠償を求めて提訴した。一審の立案後、M社は対象商品のリンクを禁売処分とした。一審法院は粟氏に2,000元を支払うよう命じ、M社に前述の債務の連帯賠償責任を負わせたため、M社が不服として控訴した。

【裁判結果】

湖南省常德市中級人民法院の二審は、M社は出店者が電子書籍を販売するにあたって「市場主体登記」および「出版物経営許可」の取得が必要であることを認識しており、自らも相応の資質要求を規定していたにもかかわらず、その監督義務を怠っていたと指摘した。M社は電子出版物や電子書籍の専用カテゴリーを設置せず、出店者向けのヘルプページでも必要なライセンスの提示を誘導・規範化していなかった。入社時に資質を審査せず営業を許可し、入社後も動的モニタリングを行っていなかった。

さらに、権利者であるS社から複数回にわたり『弁護士通告』が送達された後も、M社は迅速に必要な措置を講じなかった。したがって、民法典第1197条に基づき、M社はユーザーが権利を侵害していることを「知り、または知るべきであった」にもかかわらず適切な措置をとらなかったものとして、出店者である粟氏と連帯して賠償責任を負うべきであると判断された。これにより二審法院は控訴を棄却し、原判決を維持した。

【典型意義】

本案は、ECプラットフォームを介した海賊版電子書籍の販売に関する典型的な事例である。インターネットサービスプロバイダーが、ユーザーの民事権益侵害を知りながら必要な措置を講じない場合、民法典に基づき連帯責任が課されることを示した。本判決は、M社のようなネットワークサービス提供者の「主体责任(ガバナンス義務)」をさらに強化し、内部管理メカニズムを補完することで、プラットフォームのガバナンス水準を向上させる推進力となった。

事例 10: 悪質な商標の反復登録による不正競争事件 — G社(広州谷某)とL社(ブルーガールビール/藍某啤酒)、J社(広東金某)との間の不正競争紛争事件

【事件の概要】

L社(ブルーガールビール/藍某啤酒)は、2001年から「藍妹(ブルーガール)」「藍妹金装」シリーズの商標を登録し、ビールなどの商品に使用して継続的なプロモーションを行い、高い知名度を獲得していた。同業の競合関係にあるJ社(広東金某貿易)は、2017年から2022年までの間に、商標代理機関であるG社(広州谷某知的財産代理有限公司)に委託し、「藍味ビール」「藍魅ビール」「正韓藍妹」「藍味金缶」など10以上の類似商標を執拗に申請し、その一部を他人にライセンスして利益を得ていた。

すでに国家知識産権局の裁定および過去の法院判決において、J社が申請した商標はL社の商標と類似商標を構成すること、また同社が他人の著名商標を明らかに模倣・盗用する悪意を持って大量に「買い溜め(囤積)」していることが認定されていた。これは信義誠実の原則に反し、正常な商標管理秩

序を乱す「その他の不正な手段による登録取得」に該当するとして、すべての申請が却下、または無効とされていた。L社は、J社のこれらの行為、およびそれを組織的に手助けした代理機関・G社の行為が不正競争に該当するとして、行為の停止と計100万人民元の賠償(うち25万人民元はG社の連帯責任)を求めて提訴した。

【裁判結果】

広州市越秀区人民法院の一審は、L社の「藍妹」商標は高い知名度を有しており、適法な在先権利を持つと認めた。同業の経営者であるJ社は、それを知りながら正常な経営の必要性を明らかに超える類似商標の申請を継続・反復しており、他人の商誉に便乗して不当な利益を得る目的(フリーライダー目的)の悪意ある商標登録、および商標を買い溜めて不当な利益を貪る行為であると認定した。(不要な英語「miniature」を削除)これは公正な競争秩序を害し、不正競争を構成する。

また、商標代理機関であるG社は、L社と同じ地域に位置しており当該商標の知名度を知り得た立場にあった。特に法院や行政機関が過去にJ社の登録行為に対して否定的な評価を下した後も、同社が商標登録の悪意を知りながら委託を受け続けて代理サービスを提供した行為は、「侵害の幫助(商標権侵害の幫助行為)」にあたる。したがって、法院はJ社に50万人民元の賠償を命じ、G社にそのうち10万人民元の範囲で連帯責任を負わせる判決を下した。G社が控訴したものの、広州知的財産法院は控訴を棄却し、一審判決を維持した。

【典型意義】

本案は、不正競争防止法を適用し、継続的かつ反復して行われる悪質な商標登録行為を規制した典型的な事例である。本判決は、已有の在先判決で商標の悪意ある登録を認定されたにもかかわらず、なお反復して商標を大量に申請する行為に否定的な評価を下し、商標申請の登録チェーンに関わる代理機構の責任を追及した。これにより商標の悪意ある登録行為に強力な打撃を与え、公平な市場競争秩序を維持するとともに、代理業界全体の是正を促す強いメッセージとなった。

出所: 最高人民法院

※本資料は康信が作成した仮訳となります。康信では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について康信が保証するものではないことを予めご了承の程宜しくお願いいたします。